

# 第3章. 上水道編

## 第6節 資 料

# 1 水道料金の変遷

## 【上水道事業】

旧佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別 改定日	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用 給		
	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	
昭和 21. 4. 1	10	2 0.17						10	2.8 0.2	36	5.4 0.11					10	3.5	1	0.09						
22. 4. 1	10	4.5 0.38					10	6.5 0.45	36	9 0.2					10	8	1	0.2							
23. 1. 3	10	30 3					10	43.5 4.35	36	60 1.65					10	55 5.5	1	1.3							
24. 4. 1	10	60 7					10	87 9	36	120 4					10	130 12	1	3							
26. 4. 1	10	90 9.2					10	150 15	40	240 8					10	300 30	1	5							
27. 4. 1	10	110					10	200	40	300					10	500	1	8							
28. 4. 1	10	180 23	360	23 360	20	360 23	20	220 25	100	1,000 12					10	500 60	1	10					5人 まで	180	
29. 5. 1	10	230 25	460	23 100 2,000	25	30 100 2,400	30	10 250 25	100	1,700 20	100 2,400 25	1	30		10	500 50	1	20					5人 まで	230	
39. 4. 1	10	285 30	570	30 1,000 2,400	30	10 310 30	10 420 50	10 300 30	100	1,700 20	100 2,400 30	1	40		10	500 60	1	20					1,000 12,000 15	40	
44. 4. 1	10	385 45	420	50 1,000 3,500	50	10 420 50	10 560 95	10 4,100 60	100	2,300 30			1	70				1	20					1,000 18,000 30	40
50. 8. 1	10	560 75	750	115			10 560 95	100 4,100 60	100	4,100 60			1	175				1	35						1
55. 4. 1	10	630 90	860	140			10 630 115	100 4,600 70	100	4,600 70			1	210				1	40						1
59. 4. 1	10	800 120					10 900 180		1	85			1	300				福祉用 1 60							1
63. 4. 1	10	980 145					10 1,100 220		1	100			1	370				1	70						1
平成 4. 12. 1	10	1,330 200					10 1,500 310		1	135			1	515				1	95						1

種別 改定日	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用 給		
	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	
12. 6. 1	10	1,300	190	30㎡を超え30㎡までの部分	190	30㎡を超え60㎡までの部分	195	60㎡を超え80㎡までの部分	240	80㎡を超え100㎡までの部分	280	100㎡を超える部分	310												
15. 4. 1 (新設)	10	1,300	190	10㎡を超え30㎡までの部分	190	30㎡を超え60㎡までの部分	195	60㎡を超え80㎡までの部分	240	80㎡を超え100㎡までの部分	280	100㎡を超え300㎡までの部分	310	300㎡を超える部分	96										

工場用料金以外は上段に同じ

旧大和町

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別 改定日	一般用				官庁用				学校用(保育園含む)		
	基本水量 ㎡	料金 円	超過料金		基本水量 ㎡	料金 円	超過料金		基本水量 円	超過料金	
平成 4. 4. 1	10	1,100	9㎡を超え 14㎡までの 部分	15㎡を超え 34㎡までの 部分	15㎡を超え 54㎡までの 部分	15㎡を超え 84㎡までの 部分	55㎡を超え 150㎡までの 部分	85㎡を超え 170㎡までの 部分	1㎡につき 130	100	130
8.11.1	10	1,175	140	150	160	160	170	140	140	100	140
12. 5. 1	8	1,100	150	150	160	160	170	150	160	100	170
16. 5. 1	8	1,100	180	190	200	210	220	190	200	100	220

新佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	基本水量		料金		超過料金 (円/㎡)		超過料金を 100㎡を超える部分
		㎡	円	㎡	円	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 100㎡までの部分	
平成 18.4.1	一般用	10	1,300	10㎡を超え 30㎡までの部分	190	30㎡を超え 60㎡までの部分	240	280
		280円	220円	(諸富地区) 100㎡を超え155㎡未満の部分		310円	250円	310
	工場用	10	1,300	10㎡を超え 30㎡までの部分	190	30㎡を超え 60㎡までの部分	240	280
		1	135	(諸富地区) 100㎡を超え155㎡未満の部分		310円	250円	310
	湯屋用	1	135	(諸富地区) 100㎡を超え155㎡未満の部分		310円	250円	310
	福祉用	1	95	(諸富地区) 100㎡を超え155㎡未満の部分		310円	250円	310
	臨時給水用	1	515	(諸富地区) 100㎡を超え155㎡未満の部分		310円	250円	310

※プール用料金の廃止(平成18年4月1日)

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	基本水量		料金		超過料金 (円/㎡)		超過料金を 3,000㎡を超える部分
		㎡	円	㎡	円	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 100㎡までの部分	
平成 19.3.1	一般用	10	1,300	10㎡を超え 30㎡までの部分	190	30㎡を超え 60㎡までの部分	240	280
		280円	220円	(諸富地区) 100㎡を超え155㎡未満の部分		300円	250円	300
	工場用	10	1,300	10㎡を超え 30㎡までの部分	190	30㎡を超え 60㎡までの部分	240	280
		1	135	(諸富地区) 100㎡を超え155㎡未満の部分		300円	250円	300
	湯屋用*	1	135	(諸富地区) 100㎡を超え155㎡未満の部分		300円	250円	300
	福祉用	1	95	(諸富地区) 100㎡を超え155㎡未満の部分		300円	250円	300
	臨時給水用	1	515	(諸富地区) 100㎡を超え155㎡未満の部分		300円	250円	300

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものに使用するものをいう。

【旧簡易水道事業】

大和簡易水道事業・飲料水供給施設

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別 改定日	一般用				学校用(保着園含む)									
	基本水量 ㎡	料金 円	超過料金		基本水量 ㎡	料金 円	超過料金							
平成 10.12.24	10	1,175	9㎡を超え 14㎡までの 部分	15㎡を超え 34㎡までの 部分	15㎡を超え 34㎡までの 部分	140	1㎡につき 140	11㎡を超え 30㎡までの 部分	11㎡を超え 31㎡を超え 60㎡までの 部分	61㎡を超え る部分	円	1㎡につき 140		
12.5.1	8	1,100	150	150	160	170	2,000	150	160	160	100	7,475		
16.5.1	8	1,100	180	190	200	210	2,000	190	200	210	100	8,625		
改定日	種別	基本水量	料金	超過料金		超過料金 (円/㎡)	基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金	
平成 18.4.1	一般用	㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 84㎡までの部分	80㎡を超え 84㎡までの部分	85㎡を超える部分			
		10	1,300	190	190	195	195	240	280	280	220			
		㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 100㎡までの部分	80㎡を超え 100㎡までの部分	100㎡を超え 300㎡を超える部分		
		10	1,300	190	190	195	195	240	280	280	310	96		

種別 改定日	一般用											
	基本水量 ㎡	料金 円	超過料金									
平成 19.3.1	一般用	㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	10㎡を超え 30㎡までの部分							
		10	1,300	190	190							
		㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	10㎡を超え 30㎡までの部分							
		10	1,300	190	190							

富士南部簡易水道事業 (1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別 改定日	一般用			
	基本水量 ㎡	料金 円	超過料金	
平成 16.4.1	8	1,000	9㎡を超え 25㎡までの部分	26㎡を超え 50㎡までの部分
			80	90

# 【水道事業】

## 現行

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/㎡)			
平成 23.4.1	一般用	10 ㎡	円 1,300	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 3,000㎡までの部分
				190	195	240	270
	工場用	10 ㎡	円 1,300	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 300㎡を超える部分
				190	195	240	270
湯屋用*	1	135					
福祉用	1	95					
臨時給水用	1	515					

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものをいう。

## 2 佐賀東部水道企業団の協定量と用水単価の経緯

年 度	契約水量		計画受水量	用水料金		受水費
	責任水量制	40,600m <sup>3</sup> /日		31円/m <sup>3</sup> (未供給地区)	44円/m <sup>3</sup> (供給地区)	
昭和59～62 昭和63～平成3		40,600m <sup>3</sup> /日	—	31円/m <sup>3</sup> (未供給地区)	44円/m <sup>3</sup> (供給地区)	459,389千円 652,036千円
平成4～7		42,890m <sup>3</sup> /日	23,000m <sup>3</sup> /日	基本料金: 62円/m <sup>3</sup> 使用料金: 24円/m <sup>3</sup>		1,172,081千円
平成8		39,130m <sup>3</sup> /日	23,000m <sup>3</sup> /日	基本料金: 72円/m <sup>3</sup> 使用料金: 34円/m <sup>3</sup>		1,313,766千円
平成9～10	協定量制	34,950m <sup>3</sup> /日	23,000m <sup>3</sup> /日	基本料金: 80円/m <sup>3</sup> 使用料金: 35円/m <sup>3</sup>		1,314,365千円
平成11～13		31,350m <sup>3</sup> /日	21,000m <sup>3</sup> /日	基本料金: 80円/m <sup>3</sup> 使用料金: 35円/m <sup>3</sup>		1,183,695千円
平成14～16		30,610m <sup>3</sup> /日	20,000m <sup>3</sup> /日	基本料金: 82円/m <sup>3</sup> 使用料金: 36円/m <sup>3</sup>		1,178,957千円
平成17年4月～ 平成17年9月	変更 協定量制	35,453m <sup>3</sup> /日	20,000m <sup>3</sup> /日	基本料金: 71円/m <sup>3</sup> 使用料金: 33円/m <sup>3</sup>		567,157千円
平成17年10月～ 平成20年3月	変更 協定量制	41,505m <sup>3</sup> /日	佐賀地区: 20,000m <sup>3</sup> /日 諸富地区: 3,538m <sup>3</sup> /日	基本料金: 71円/m <sup>3</sup> 使用料金: 33円/m <sup>3</sup>	平成18年度: 1,358,218千円 平成19年度: 1,363,542千円	
平成20年4月～ 平成23年3月	変更 協定量制	40,751m <sup>3</sup> /日	佐賀地区: 20,000m <sup>3</sup> /日 諸富地区: 3,371m <sup>3</sup> /日	基本料金: 65円/m <sup>3</sup> 使用料金: 30円/m <sup>3</sup>	平成20年度: 1,224,475千円 平成21年度: 1,222,204千円 平成22年度: 1,221,521千円	
平成23年4月～ 平成26年3月	変更 協定量制	40,147m <sup>3</sup> /日	佐賀地区: 20,000m <sup>3</sup> /日 諸富地区: 3,241m <sup>3</sup> /日	基本料金: 60円/m <sup>3</sup> 使用料金: 29円/m <sup>3</sup>	平成23年度: 1,127,322千円 平成24年度: 1,126,356千円 平成25年度: 1,125,080千円	
平成26年4月～ 平成29年3月	変更 協定量制	39,535m <sup>3</sup> /日	佐賀地区: 20,000m <sup>3</sup> /日 諸富地区: 3,286m <sup>3</sup> /日	基本料金: 55円/m <sup>3</sup> 使用料金: 29円/m <sup>3</sup>	平成26年度: 1,040,116千円 平成27年度: 1,042,876千円 平成28年度: 1,039,953千円	
平成29年4月～ 平成32年3月	変更 協定量制	39,703m <sup>3</sup> /日	佐賀地区: 20,500m <sup>3</sup> /日 諸富地区: 3,240m <sup>3</sup> /日	基本料金: 50円/m <sup>3</sup> 使用料金: 29円/m <sup>3</sup>	平成29年度: 966,856千円 平成30年度: 965,158千円 平成31年度: 965,158千円	

(注) 受水量は年間計画の受水量であり、諸富地区の受水量は、実際の年間使用水量とは異なる数値

### 3 広報活動

#### (1) 水道週間行事

6月1日から7日までの水道週間中、本市においても水道事業について市民の理解と関心を高めるため、イベントを実施しました。

##### 【水道フェア2018】

期 日：平成30年6月2日（土）  
 場 所：ゆめタウン佐賀1階セントラルコート（佐賀市兵庫北）  
 内 容：きき水コーナー、水道・バイオマスパネル展示、アトラクションコーナー、パフォーマンスショー、水道クイズラリー

<チラシ>



#### (2) 施設見学

見学者		神野浄水場	下水浄化センター
学 生	小学生	1,608名	299名
	その他	27名	
一 般		20名	778名
計		1,655名	1077名

#### (3) ホームページ

市民に広く情報を提供するだけでなく、市民の声を聞く場所を広げるため、ホームページを開設しています。

URL：<http://www.water.saga.saga.jp>

#### (4) 市報等での広報

上下水道に関するお知らせ・お願いを、市報を通じて周知を図りました。

#### (5) 出前講座

水道水の安全性やおいしさを直接市民にPRし、水道を身近なものに感じていただけるよう、職員が出向いて水道の仕組み、水道水の安全性、家庭でできるおいしい水の飲み方などを分かりやすく説明する水道出前講座を実施しました。

【実施状況】

実施数	開催会場数	参加人数
4回	4会場	166名

(6) 広報誌「上下水道だより」

水道水のおいしさや安全性をPRし水道を身近なものと感じていただくため、また、下水道に関するさまざまな情報を発信するため、広報誌を定期発行しています。

- ・2018年秋号 平成30年11月 発行
- ・2019年春号 平成31年 3月 発行

〈2018年11月 秋号(表紙)〉

〈2019年3月 春号(表紙)〉



# 4 神野浄水場及び神野第2浄水場水処理フロート図

